

入札公告

「労働条件等実態調査」事務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 246 条第 1 項の規定により公告する。

令和 6 年 5 月 21 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 「労働条件等実態調査」事務委託 一式
- (2) 業務の仕様等 仕様書による。
- (3) 委託期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 14 日まで

2 入札に参加をする者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者で、かつ、次の 3 に規定する資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件公告の日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 個人情報保護のため、一般社団法人日本情報経済社会推進協会が付与する「プライバシーマーク」等の個人情報保護に関する認証制度による認証を取得していること。
または、個人情報の取扱いを適切に行う体制を、社内規則等で定め、適切に運用していること。
- (5) 県内又は隣接県内に事業所を有し、かつ、当該業務を確実に履行できる体制を整えている者であること。
- (6) 県内又は隣接県内において、当該業務と同様の業務を実施した実績がある者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加資格確認申請書に、必要な書類を添付し

て、令和6年5月31日（金）の午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号 960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県商工労働部商工労働総室雇用労政課

電話 024-521-7289

4 入札説明書等の配付

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配付する。

- (1) 配付期間 令和6年5月21日（火）から同月27日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配付場所 上記3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による入札説明書等の配付を希望する場合は、日本工業規格A列4版の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、210円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年6月11日（火） 午後1時30分
- (2) 場所 福島県庁 西庁舎12階 商工総務課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便による入札は、認めない。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項第1号又は第2号に該当する場合においては、入札保証金の全部を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部を免除する。

7 入札の無効

上記2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は無効とする。

8 その他

- (1) 入札の方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その

端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札価格では、その者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、その者を落札者としなないことがある。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(雇用労政課)